

委 託 設 計 書

所属部課名 建設部 用地課

部長	審議監	課長	課長補佐	主査	担当	設計者	設計審査
委託名称	令和8年度松戸市地籍調査事業業務委託						
委託場所	松戸市松飛台及び串崎新田の各一部の区域						
委託年度	令和 8 年度						
委託価格	一金 円						
委託費計	一金 円						

調査区域の数量及び地区の状況

調査地区	松飛台2地区①	松飛台2地区②	串崎新田1地区
調査面積	0.050km ²	0.060km ²	0.090km ² (FR1工程0.080km ²)
精度	甲2	甲2	甲2
作業工程	E2工程、FⅡ-1工程、FⅡ-2工程、 G工程、H工程、FR2工程(復元測量)	E2工程、FⅡ-1工程、FⅡ-2工程、 G工程、H工程、FR2工程(復元測量)	E1工程(事業説明のみ)、FⅠ工程、 FR1工程(現況測量)
縮尺	1/250	1/250	1/250
傾斜区分	平坦地	平坦地	平坦地
視通状況	市街Ⅱ	市街Ⅰ	市街Ⅱ
一筆地平均面積	142m ²	337m ²	170m ²
現況測量	—	—	市街地乙
復元測量	市街地甲	市街地乙	—
筆の形状	整形	不整形	整形
測量方法	地上法	地上法	地上法

諸条件係数

傾斜区分	傾斜区分	視通障害	一筆地平均面積	筆の形状	縮尺及び精度	連乗計	η係数	θ係数
E2工程【松飛台2地区①】								
FⅡ-1工程【松飛台2地区①】								
FⅡ-2工程【松飛台2地区①】								
G工程【松飛台2地区①】								
H工程【松飛台2地区①】								
FR2工程【松飛台2地区①】								
E2工程【松飛台2地区②】								
FⅡ-1工程【松飛台2地区②】								
FⅡ-2工程【松飛台2地区②】								
G工程【松飛台2地区②】								
H工程【松飛台2地区②】								
FR2工程【松飛台2地区②】								
E1工程(串崎新田1地区)								
FⅠ工程(串崎新田1地区)								
FR1工程(串崎新田1地区)								

設計説明

内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	適要
地籍調査費内訳								
直接経費		打ち合わせ協議		式	1.0			第1号単価表のとおり
	松飛台2地区①	E2工程	現地調査 縮尺1/250	式	1.0			第2号単価表のとおり
	松飛台2地区①	FⅡ-1工程	一筆地測量 縮尺1/250 平坦地	式	1.0			第3号単価表のとおり
	松飛台2地区①	FⅡ-2工程	地籍図原図の作成 縮尺1/250 平坦地	式	1.0			第4号単価表のとおり
	松飛台2地区①	G工程	地積測定 縮尺1/250 平坦地	式	1.0			第5号単価表のとおり
	松飛台2地区①	H1工程	地籍図・地籍簿案の作成 縮尺1/250	式	1.0			第6号単価表のとおり
	松飛台2地区①、②	H2工程	閲覧・資料等整理	式	1.0			第7号単価表のとおり
	松飛台2地区①	H3工程	閲覧の申し出に係る作業 縮尺1/250	式	1.0			第8号単価表のとおり
	松飛台2地区①	H工程	複図作成	式	1.0			第9号単価表のとおり
	松飛台2地区①	FR2工程	復元測量 縮尺1/250	式	1.0			第10号単価表のとおり
	松飛台2地区②	E2工程	現地調査 縮尺1/250	式	1.0			第11号単価表のとおり
	松飛台2地区②	FⅡ-1工程	一筆地測量 縮尺1/250・平坦地	式	1.0			第12号単価表のとおり
	松飛台2地区②	FⅡ-2工程	地籍図原図の作成 縮尺1/250 平坦地	式	1.0			第13号単価表のとおり
	松飛台2地区②	G工程	地積測定 縮尺1/250 平坦地	式	1.0			第14号単価表のとおり

	松飛台2地区②	H1工程	地籍図・地籍簿案の作成 縮尺1/250	式	1.0			第15号単価表のとおり
	松飛台2地区②	H3工程	閲覧の申し出に係る作業 縮尺1/250	式	1.0			第16号単価表のとおり
	松飛台2地区②	H工程	複図作成	式	1.0			第17号単価表のとおり
	松飛台2地区②	FR2工程	復元測量 縮尺1/250	式	1.0			第18号単価表のとおり
	松飛台2地区①、②	E工程	筆界点等材料費	式	1.0			第19号単価表のとおり
	串崎新田1地区	E1工程 (事業説明)	事業説明 縮尺1/250	式	1.0			第20号単価表のとおり
	串崎新田1地区	F1工程	細部図根測量 縮尺1/250	式	1.0			第21号単価表のとおり
	串崎新田1地区	FR1工程	現況測量 縮尺1/250	式	1.0			第22号単価表のとおり
成果検定費				式	1.0			第23号単価表のとおり
直接経費計								
諸経費				式	1.0			直接経費-成果検定費の 以内
委託価格								
消費税及び地方消費税相当額								
委託費計								

第1号 単価表

打ち合わせ協議

初回・中間・完了 計3回以上

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量主任技師		人				
測量技師		人				
測量技師補		人				
合計	1式あたり					

第2号 単価表

E2工程

現地調査
縮尺1/250

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	摘要
直接人件費					
測量主任技師		人			
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量助手		人			
測量補助員		人			
需用費(材料費)					<small>需用費(消耗品費等)及び安全費を算出のみ1式当たりの単価には含まない</small>
所要材料費		式			
プラスチック杭(筆界杭)	4.5×4.5×45cm	本			
プラスチック杭(市区町村境界)	4.5×4.5×45cm	本			
アルミナンバープレート+止釘	28φ+26mm	枚			
雑品費		式			所要材料費の %
需用費(消耗品費等)		式			(直接人件費+需用費(材料費))の %
安全費		式			(直接人件費+需用費(材料費))の %
小計	1km ² あたり				
変化率					連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり				

第3号 単価表

FⅡ-1工程

一筆地測量
縮尺1/250 平坦地

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量主任技師		人				
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
測量補助員		人				
機械経費						
機械の損料						
トータルステーション	2級	台日				
パーソナルコンピューター	デスクトップ	台時				
雑器具費		式				(直接人件費+機械の損料)の %
需用費(消耗品費等)		式				(直接人件費+材料費+機械経費)の %
安全費		式				(直接人件費+材料費+機械経費)の %
精度管理費		式				(直接人件費+機械経費)の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第4号 単価表

FⅡ-2工程

地籍図原図の作成
縮尺1/250 平坦地

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(材料費等)						
所要材料費	原図用紙A3	枚				
雑品費		式				所要材料費の %
機械経費						
機械の損料						
インクジェットプロッタ		台日				
パーソナルコンピューター	デスクトップ	台時				
雑器具費		式				(直接人件費+需用費(材料費等)+機械の損料)の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第5号 単価表

G工程

地積測定
縮尺1/250 平坦地

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量主任技師		人				
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(材料費等)						
所要材料費	CD-R	枚				
雑品費		式				所要材料費の %
機械経費						
機械の損料						
トータルステーション	2級	台日				
パーソナルコンピューター	デスクトップ	台時				
雑器具費		式				(直接人件費+需用費(材料費等)+機械の損料)の %
精度管理費		式				(直接人件費+機械経費)の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第6号 単価表

H1工程

地籍図・地籍簿案の作成
縮尺1/250

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(消耗品費等)						
消耗品費等		式				直接人件費の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第7号 単価表

H2工程

閲覧・資料等整理

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量技師						
測量技師補						
測量助手						
小計	1式あたり					
合計	1式あたり					

第8号 単価表

H3工程

閲覧の申し出に係る作業
縮尺1/250

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(消耗品費等)						
消耗品費等		式	1.0			直接人件費の %
	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
小計						
数値情報化	地籍図・地籍簿等の仕様:デジタル					
地籍フォーマット2000の作成		筆				
国土調査登記情報ファイルの作成		筆				
合計	1式あたり					

第9号 単価表

H工程

複図作成

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(材料費等)						
所要材料費	原図用紙A3	枚				
雑品費		式				所要材料費の %
機械経費						
機械の損料						
インクジェットプロッタ		台日				
パーソナルコンピューター	デスクトップ	台日				
雑器具費		式				(直接人件費+需用費(材料費等)+機械の損料)の %
需用費(消耗品費等)						
消耗品費等		式				(直接人件費+需用費(材料費等)+機械経費)の %
小計	100枚あたり					
変化率						標準枚数
合計	1式あたり					

第10号 単価表

FR2工程

復元測量
縮尺1/250

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量主任技師		人				
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
機械経費						
雑器具費		式				直接人件費の %
需用費(消耗品費等)						
消耗品費等		式				直接人件費の %
安全費		式				(直接人件費+機械経費+需用費)の %
精度管理費		式				(直接人件費+機械経費)の %
小計	1km ² あたり					(直接人件費+機械経費+需用費+安全費+精度管理費)の ×
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第11号 単価表

E2工程

現地調査
縮尺1/250

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量主任技師		人				
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
測量補助員		人				
需用費(材料費)						<small>需用費(消耗品費等)及び安全費を算出のみ1式当たりの単価には含まない</small>
所要材料費		式				
プラスチック杭(筆界杭)	4.5×4.5×45cm	本				
プラスチック杭(市区町村境界)	4.5×4.5×45cm	本				
アルミナンバープレート+止釘	28φ+26mm	枚				
雑品費		式				所要材料費の %
需用費(消耗品費等)		式				(直接人件費+需用費(材料費))の %
安全費		式				(直接人件費+需用費(材料費))の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第12号 単価表

FⅡ-1工程

一筆地測量
縮尺1/250・平坦地

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量主任技師		人				
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
測量補助員		人				
機械経費						
機械の損料						
トータルステーション	2級	台日				
パーソナルコンピューター	デスクトップ	台時				
雑器具費		式				(直接人件費+機械の損料)の %
需用費(消耗品費等)		式				(直接人件費+材料費+機械経費)の %
安全費		式				(直接人件費+材料費+機械経費)の %
精度管理費		式				(直接人件費+機械経費)の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第13号 単価表

FⅡ-2工程

地籍図原図の作成
縮尺1/250 平坦地

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(材料費等)						
所要材料費	原図用紙A3	枚				
雑品費		式				所要材料費の %
機械経費						
機械の損料						
インクジェットプロッタ		台日				
パーソナルコンピューター	デスクトップ	台時				
雑器具費		式				(直接人件費+需用費(材料費等)+機械の損料)の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第14号 単価表

G工程

地積測定
縮尺1/250 平坦地

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量主任技師		人				
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(材料費等)						
所要材料費	CD-R	枚				
雑品費		式				所要材料費の %
機械経費						
機械の損料						
トータルステーション	2級	台日				
パーソナルコンピューター	デスクトップ	台時				
雑器具費		式				(直接人件費+需用費(材料費等)+機械の損料)の %
精度管理費		式				(直接人件費+機械経費)の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第15号 単価表

H1工程

地籍図・地籍簿案の作成
縮尺1/250

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(消耗品費等)						
消耗品費等		式				直接人件費の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第16号 単価表

H3工程

閲覧の申し出に係る作業
縮尺1/250

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(消耗品費等)						
消耗品費等		式				直接人件費の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第17号 単価表		H工程		複図作成		1 式 当り
費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
需用費(材料費等)						
所要材料費	原図用紙A3	枚				
雑品費		式				所要材料費の %
機械経費						
機械の損料						
インクジェットプロッタ		台日				
パーソナルコンピューター	デスクトップ	台日				
雑器具費		式				(直接人件費+需用費(材料費等)+機械の損料)の %
需用費(消耗品費等)						
消耗品費等		式				(直接人件費+需用費(材料費等)+機械経費)の %
小計	100枚あたり					
変化率						標準枚数
合計	1式あたり					

第18号 単価表		FR2工程		復元測量 縮尺1/250		1 式 当り	
費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	
直接人件費							
測量主任技師		人					
測量技師		人					
測量技師補		人					
測量助手		人					
機械経費							
雑器具費		式				直接人件費の	%
需用費(消耗品費等)							
消耗品費等		式				直接人件費の	%
安全費							
		式				(直接人件費+機械経費+需用費)の	%
精度管理費							
		式				(直接人件費+機械経費)の	%
小計	1km ² あたり					(直接人件費+機械経費+需用費+安全費+精度管理費)の	×
変化率						連乗計*工程実施面積	
合計	1式あたり						

第19号 単価表		E工程		筆界点等材料費		1 式 当り
費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要
需用費(材料費)						
所要材料費		式				
プラスチック杭(筆界杭)	4.5×4.5×45cm	本				
プラスチック杭(市区町村境界)	4.5×4.5×45cm	本				
アルミナンバープレート+止釘	28φ+26mm	枚				
雑品費		式				所要材料費の %
合計	1式あたり					

第20号 単価表		E1工程(事業説明)		事業説明 縮尺1/250		1 式 当り
費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要
直接人件費						
測量主任技師		人				
測量技師		人				
測量技師補		人				
需用費(消耗品費等)		式				直接人件費の %
安全費		式				直接人件費の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第21号 単価表		F1工程		細部図根測量 縮尺1/250		1 式 当り
費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接人件費						
測量主任技師		人				
測量技師		人				
測量技師補		人				
測量助手		人				
測量補助員		人				
需用費(材料費)						
所要材料費		式				
プラスチック杭	4.5×4.5×45cm	本				
雑品費		式				所要材料費の %
機械経費						
機械の損料						
トータルステーション	2級	台日				
パーソナルコンピューター	デスクトップ	台時				
雑器具費		式				(直接人件費+需用費(材料費)+機械の損料)の %
需用費(消耗品費等)						
消耗品費等		式				(直接人件費+需用費(材料費)+機械経費)の %
安全費		式				(直接人件費+需用費(材料費)+機械経費)の %
精度管理費		式				(直接人件費+機械経費)の %
小計	1km ² あたり					
変化率						連乗計*工程実施面積
合計	1式あたり					

第22号 単価表		FR1工程		現況測量 縮尺1/250		1 式 当り	
費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要	
直接人件費							
測量主任技師		人					
測量技師		人					
測量技師補		人					
測量助手		人					
測量補助員		人					
機械経費							
雑器具費		式				(直接人件費-測量補助員)の	%
需用費(消耗品費等)							
消耗品費等		式				(直接人件費-測量補助員)の	%
安全費							
		式				(直接人件費+機械経費+需用費)の	%
精度管理費							
		式				(直接人件費+機械経費)の	%
小計	現況測量実施面積当たり						
変化率						連乗計*工程実施面積	
合計	1式あたり						

第23号 単価表

成果検定費

1 式 当り

費目	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
成果検定費						
一筆地測量	松飛台2地区①	式				
一筆地測量	松飛台2地区②	式				
細部図根測量	串崎新田	式				
合計	1式あたり					

積算書

委託名 令和8年度松戸市地籍調査事業業務委託

測量業務

工種・種類(数量一式)
直接測量費
諸経費

【各項目の内訳】

直接測量費＝直接経費計

諸経費＝諸経費

業務価格総計
消費税及び地方消費税相当額
業務委託料(業務価格総計＋消費税等)

松戸市地籍調査事業業務委託 共通仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、松戸市「(以下「委託者」という。)」が国土調査法第10条2項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人(以下「受託者」という。))に対して発注する地籍調査事業に係る業務委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的として定めるものである。

(作業規程)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び業務委託契約書のほか、次の各号に掲げる関係法令等に基づくものとする。

- (1) 国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)
- (2) 国土調査法施行令(昭和27年3月31日政令第59号)
- (3) 国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令(平成22年10月12日国土交通省令第50号)
- (4) 地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号)
- (5) 地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知)
- (6) 地籍図作成要領(令和3年3月2日国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)
- (7) 地籍簿作成要領(令和3年3月31日国不籍第581号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日国土国第591号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)
- (9) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)
- (10) 地籍調査事業(2項委託)実施要領(平成24年3月29日国土籍第567号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)
- (11) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成24年3月14日国土籍第591号国土交通省土地・水資源局長通知)
- (12) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成24年3月29日国土籍第569号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)
- (13) 地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る添付書類の作成要領(令和3年3月31日国不籍第580号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)
- (14) 地籍調査成果の認証の請求に係る取扱いについて(令和2年10月5日国不籍第209号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)

- (15) 地籍測量に用いる器械の点検要領
(平成 23 年 12 月 27 日国土籍第 280 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)
- (16) 基準点測量作業規程準則 (昭和 61 年 総理府令第 51 号)
- (17) 測量法 (昭和 24 年 法律第 188 号)
- (18) 測量法施行令 (昭和 24 年 政令第 322 号)
- (19) 測量法施行規則 (昭和 24 年 建設省令第 16 号)
- (20) 地籍調査成果電子納品要領 (平成 29 年 4 月 国土交通省 土地・建設産業局)
- (21) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例
(平成 29 年 11 月 21 日国土籍第 322 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)
- (22) 地籍調査に係る通達及び先例
- (23) その他不動産 (土地) 関連法規

(作業計画)

第 3 条 受託者は、契約締結後 14 日以内に次の各号に掲げる書類を提出し、委託者の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 作業工程表
- (3) 着手届
- (4) 受託検査者届
- (5) 受託監督者届
- (6) 主任技術者届
- (7) 作業班長届
- (8) 作業の班編成表及び実施体制表
- (9) その他委託者が指示する書類

(技術者等)

第 4 条 当該業務の受託監督者、受託検査者、主任技術者は、測量法第 49 条第 2 項の測量士名簿に登録された測量士であり、地籍総合技術監理者・地籍調査管理技術者・地籍工程管理士・地籍主任調査員・土地家屋調査士のいずれかの資格を有し地籍調査を熟知したものでなければならない。

- 2 主任技術者は作業全般の管理及び統括、作業現場の運営、取締まり等を行うものとする。
- 3 当該業務の作業班長は、測量法第 49 条第 2 項の測量士名簿に登録された測量士とし地籍調査を熟知したものでなければならない。
- 4 作業班長は、主任技術者の補佐を行うとともに、地籍調査作業規程準則第 7 条に規定する作業班の責任者として計画的に管理しなければならない。
- 5 当該業務において、受託監督者、受託検査者、主任技術者、作業班長はいずれも兼任することが出来ない。

- 6 受託者は、前項により登録された登録番号を書面により通知し、資格証の複写、及び雇用関係を証明できるものを添付して書面により通知しなければならない。また、これらのものを変更したときも同様とする。

(打合せ)

- 第5条 受託者は、作業を円滑に遂行するため、必要な事項についてその進捗状況を毎月5日までに報告するほか、必要な段階ごとに委託者と十分打合せを行って、作業の手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。なお、打ち合わせの時期等については協議するものとする。
- 2 作業実施中に指示又は協議した重要な事項及び打ち合わせた内容は、打合せ記録簿を2部作成し、相互に確認のうえ各1部を保管するものとする。

(資料等の貸与)

- 第6条 本業務を実施するうえで必要な資料等（委託者以外の第三者が管理する資料等を含む。）は、委託者が主任技術者又は作業班長（以下「主任技術者等」という。）に貸与する。
- 2 主任技術者等は、本業務遂行上、貸与資料等の複製が必要な場合は、委託者の承諾を得て行うこと。
 - 3 主任技術者等は、貸与資料等及び前項の複製品については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理し取扱い、本業務の完了後委託者の照合を受け速やかに返却すること。
 - 4 本業務を実施するうえで必要な資料等は以下のとおり。
 - ① 法務局受領データ（登記情報・地図・地積測量図）
 - ② 地番図
 - ③ 旧土地台帳付属地図
 - ④ 航空写真
 - ⑤ 法定・法定外公共物譲与契約図書添付の特定図面
 - ⑥ 市道認定路線網図
 - ⑦ 道路境界確定図
 - ⑧ 境界確定図
 - ⑨ 街区基準点成果
 - ⑩ その他、必要と認めるもの

(使用機器)

- 第7条 本業務に使用する機器は、測量精度を十分保持するものとし、使用機器名を記載した書類及び器械の点検確認書又は検定証明書を委託者に提出し承認を得るものとする。

(官公庁その他への手続き等)

第8条 受託者は、作業実施のために必要な関係官公庁、その他に対する諸手続きは、委託者と協議の上、迅速に処理しなければならない。

- 2 受託者は、関係官公庁、その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

(守秘義務)

第9条 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合は、これを速やかに委託者に報告するものとする。
- 6 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(身分証明書及び土地の立入り)

第10条 受託者は本業務の実施にあたり、委託者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。

- 2 調査のため他人の土地に立入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は占有者にその旨を通知すること。
- 3 受託者は、本業務終了後、速やかに身分証明書を委託者に返却すること。

(工程管理)

第11条 受託者は本業務を、2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程、ならびに同細則に基づき実施するものとする。

- 2 受託監督者は、主任技術者による工程ごとの自社点検を行った後、「工程管理及び検査の要目一覧表」に従い点検を実施しなければならない。
- 3 受託者は、進捗状況等を毎月5日までに委託者に報告するものとする。

(工程検査)

第 12 条 受託者は本業務を、2 項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程、ならびに同細則に基づき実施するものとする。

2 受託検査者は、原則として工程大分類ごとに検査を行い、検査成績表を作成して委託者の検査を受けるものとする。

(再委託)

第 13 条 受託者は、工程管理及び検査に係る業務を再委託することはできない。ただしその他の業務で、委託者が再委託を許可する場合には再委託することができる。

なお、再委託の成果に係る責任は受託者が負うものとする。

(成果の検定)

第 14 条 受託者は、成果品について地籍調査事業工程管理及び検査規程細則の「6. 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関による検定を受けなければならない。

2 検定を受ける成果品は、細部図根測量 (FI 工程) とする。

(完了検査)

第 15 条 受託者は完了検査を受ける際には、工程検査済みも含めたすべての成果品及び関係資料を準備し、主任技術者立会いの上、工程管理及び検査の要目一覧表に規定された検査の要目についてその記録及び成果の全数若しくは抽出により実施される検査を受けなければならない。

2 受託者は、委託者から修正の指示があった場合には、速やかに修正し、再検査を受けなければならない。

(成果品の契約不適合)

第 16 条 受託者は、本業務の完了後においても、国土調査法第 19 条第 2 項による成果の認証が終了するまでの間、現地と成果品の不一致及び技術的に不当な測量、ならびにその他明らかに契約内容と適合しないと判断される事項については、正当な成果品と認められるまで、受託者の責任において、訂正、再測量等を実施しなければならない。

(成果品の帰属)

第 17 条 本業務で使用された資料及び成果品等は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承諾を得ないで第三者等に公表、貸与してはならない。

(業務の完了)

第 18 条 本業務の完了は、受託者が委託者へ成果品に業務完了届等を添えて提出し、第 15 条第 1 項の規定する検査に合格した時をもって完了とする。

(保安)

第 19 条 受託者は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん、公衆に迷惑をおよぼさないよう次の各号により作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所管官公庁と協議のうえ実施すること。
- (2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が発生した場合は、所要措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容についてすみやかに委託者に報告し、損害賠償等の責任は受託者が負う。

(疑義)

第 20 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書に明示なき事項、その他疑義のある場合は、速やかに委託者と受託者が協議の上決定し、受託者はその指示に従うものとする。

令和8年度 松戸市地籍調査事業業務委託 特記仕様書

第1章 業務の概要

(調査区域及び数量)

第1条 本業務における調査区域は別紙調査区域図に示すとおりであり、数量及び地区別の状況は、次のとおりとする。

- (1) 調査地区 松飛台2地区
調査面積 0.11km² (①0.05km²、②0.06km²)
精 度 甲2
作業工程 E2工程、FR2工程、FⅡ-1工程、FⅡ-2工程、G工程、H工程
縮 尺 1/250
傾斜区分 平坦地
視通状況 ①市街Ⅱ、②市街地Ⅰ
筆の形状 ①整形、②不整形
測量方法 地上法

- (2) 調査地区 串崎新田1地区
調査面積 0.09km² (FR1工程0.08km²)
精 度 甲2
作業工程 E1工程(事業説明)、FⅠ工程、FR1工程
縮 尺 1/250
傾斜区分 平坦地
視通状況 市街Ⅱ
筆の形状 整形
測量方法 地上法

(業務内容)

第2条 本業務における調査区域及び数量は、次のとおりとする。

(1) 一筆地調査工程

作業工程	作業内容
E1工程 調査図素図等作成	事業説明
E2工程	現地調査の通知
現地調査	市町村の境界の調査
	現地調査
	地籍調査票の整理等

	取りまとめ
--	-------

(2) 地籍測量工程

作業工程	作業内容
F I 工程	作業の準備
細部図根測量	選点及び標識の設置
	観測及び測定
	計算
	点検測量
	取りまとめ
	受託法人検査
FR1 工程	資料収集、作業計画
現況測量	現地踏査
	現況境界測量
	計算、図化編集
	取りまとめ
	受託法人検査
FR2 工程	観測値と既存資料のデータ整理
復元測量	座標変換計算
	筆界検討図の作成
	現地復元測量
	筆界復元図（案）の作成
	受託法人検査
F II - 1 工程	作業の準備
一筆地測量	観測及び測定
	計算及び筆界点の点検
	受託法人検査
F II - 2 工程	作業の準備
地籍図原図の作成	地籍図原図の仮作図
	地籍図原図の作成
	受託法人検査
G 工程	作業の準備
地積測定	地積測定、計算及び点検
	取りまとめ
	受託法人検査

(3) 閲覧工程

作業工程	作業内容
H 工程	地籍簿案作成等
地籍図及び地籍簿の作成	・ 地籍調査票の整理
	・ 地籍図原図の整理
	・ 地籍簿案の作成
	・ 受託法人検査（閲覧前）
	閲覧
	申し出に係る修正等
	地籍図複図の作成
	数値情報化
	受託法人検査（閲覧後）

第2章 E1工程（調査図素図等作成）

（事業説明）

第3条 受託者は、調査区域内の土地所有者その他利害関係人又はこれらの者の代理人（以下「所有者等」という。）の信頼の確保と一筆地調査の円滑な推進を図るため、土地所有者等を対象として実施予定である事業説明に協力するとともに、次の各号について委託者とともに準備作業を行うものとする。

- (1) 説明の対象者は、受託者において抽出し委託者の確認を得ること。
- (2) 説明の方法、回数、日程等は委託者の指示に従うこと。
- (3) 説明において必要となる資料等については、委託者と協議により決定し、受託者が作成するものとする。
- (4) 資料等の対象者への発送は委託者が行うものとする。
- (5) 所有者等から個別説明等を求められた場合、委託者へ報告し受託者にて対応すること。

第3章 E2工程（現地調査）

（現地調査の通知）

第4条 現地調査の通知は受託者の主導により行うものとし、次の各号を考慮の上作業するものとする。

- (1) 現地調査の日程については、筆数・面積等を十分に考慮し、日割り及び作業班体制を決定すること。
- (2) 所有者等への立会通知については、原則として所有者、共有者全員及びその他利害関係者に通知するものとする。また所有者が死亡の場合は、相続人全員又は相続人に於いて決定した立会人（代理人）に行うこと。

- (3) 住所不明者についての処理は委託者と協議すること。
- (4) 現地調査における立会通知文は、受託者が作成し、委託者の承諾を得ること。
- (5) 立会通知文は、必要書類を添えて立会日の2週間前までに委託者の指定封書に入れて提出すること。
- (6) 所有者等への発送は委託者が行うものとする。

(市町村の境界の調査)

第5条 受託者は現地調査等に着手する前に、当該現地調査等に関係のある市町村の境界を調査するものとする。

(現地調査)

第6条 本工程については受託者の主導で行うものとし、次の各号を考慮の上作業するものとする。

- (1) 現地調査において問題等が発生した場合は、委託者に速やかに報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 現地調査は、調査図素図等に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。
- (3) 各筆の立会いについては、所有者等の立会いが確実となるよう努め、書類に不備のないように注意すること。
- (4) 所有者等の所在が明らかでないため、準則第23条第2項の規定による立会いを求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、関係行政機関と協議の上、当該土地の調査を実施することができるものとする。
- (5) 「筆界未定」や長狭物以外の「現地確認不能」等の処理については、委託者と協議し行うものとする。
- (6) 現地調査の期間中は、原則として作業の進捗状況を随時委託者に報告するものとする。

(地籍調査票の整理等)

第7条 受託者は、一筆地調査の経緯を記録するため、地籍調査票に土地所有者、又はその代理人に署名押印を求めるものとし、次の各号を考慮の上作業するものとする。

- (1) 地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の項目に該当する場合には、当該同意（承認）をした所有者等に署名押印を求め、地籍調査票に必要な事項を記録し整理する。
 - ア 分割があったものとして調査する場合
 - イ 合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - ウ 新規登録地を発見した場合
 - エ 滅失（一部滅失を含む）した土地、または不存在地があった場合

オ 地番を変更する場合

- (2) 再立会いを行う箇所については、再立会いの際に所有者等に再度署名押印を求め、立会い時の経緯を記録すること。
- (3) 一筆地調査を終えたときは、その都度地番区域ごとに地番（枝番号を含む）の順序に編綴すること。

(留意事項)

第8条 受託者は、前条までに定める内容のほか、次の各号を留意して作業を行うものとする。

- (1) 法務局備付け地図等、地籍調査の諸資料を基に十分な調査の上、作業計画を立案すること。
- (2) 一筆地調査前において、土地改良地区及び大規模な公共事業等に伴う用地調査が実施された地区については、十分な資料調査の上、作業計画を立案すること。
- (3) 本業務の実施地区及び隣接地において、地積測量図、丈量図及び境界明示等の既存資料の有無を確認した上、内容を十分精査し整合性をもたせること。
- (4) 一筆地調査に関して、土地または調査日ごとに作業日誌を作成し、問題等があれば記録すること。

第4章 F I 工程（細部図根測量）

(細部図根測量)

第9条 本工程は、次の各号に掲げる事項を考慮の上実施するものとする。

- (1) 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等によりやむを得ない場合には、トータルステーションを用いた放射法によることができる。
- (2) 細部図根測量の結果に基づき細部図根点網図を作成すること。
- (3) 観測の方法等については、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に準拠し実施すること。

第5章 F R1・F R2 工程（現況測量・復元測量）

(現況測量・復元測量)

第10条 本工程は、一筆地調査に先立ち、客観的資料に基づいてあらかじめ筆界の調査及び検討をし、適正な現地調査を行うために実施するものとする。

なお、作業にあたっては、別添1「筆界点復元測量等実施手順書」及び別添2「地籍調査復元測量等特記仕様書」に従って行うものとする。

第6章 FⅡ-1工程（一筆地測量）

（一筆地測量）

第11条 本工程は、次の各号に掲げる事項を考慮の上実施するものとする。

- （1）一筆地測量は、細部図根点等を与点とし、放射法・多角測量法及び単点観測法のいずれかにより実施すること。
- （2）観測の方法等については、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に準拠し実施すること。

第7章 FⅡ-2工程（地籍図原図の作成）

（原図作成等）

第12条 本工程は、地籍図の様式を定める省令を遵守し、作成する原図の規格に適合した自動製図機（インクジェットプロッタ等）を用い#300以上のポリエステルベースにて作成するものとする。

第8章 G工程（地積測定）

（地積測定）

第13条 本工程は、現地座標法により面積を求めるものとし、単位区域の面積と単位区域を構成する各筆の面積の合計が等しくなるかどうか点検するものとする。

第9章 H工程（地籍図及び地籍簿の作成）

（地籍簿案作成等）

第14条 本工程については、次の事項に留意し実施するものとする。

- （1）地籍調査票の整理は、「地籍調査票作成要領」（令和3年3月31日付け国不籍第579号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）に基づき点検整理すること。
- （2）地籍図原図の整理は、「地籍図作成要領」（令和3年3月2日付け国不籍第489号国土交通省不動産・建設局地籍整備課長通知）に基づき点検整理すること。
- （3）地籍簿案の作成にあたり、調査期間内における土地の異動を把握するため、再度土地登記簿を取得して照合すること。
- （4）地籍簿案の作成は、地籍調査作業規程準則第88条及び同運用基準による「地籍簿案作成要領」（令和3年3月31日付け国不籍第581号国土交通省不動産・建設局地籍整備課長通知）と「地籍簿案の作成について」（昭和49年8月5日付け国土庁土地局国土調査課長指示）に基づいて行うこと。

（閲覧）

第15条 本工程については、次の事項に留意し実施するものとする。

- （1）閲覧期間は20日間を確保すること。

- (2) 閲覧場所や日程については、委託者から土地所有者に通知するものとする。
なお通知に要する郵送書類については受託者が用意すること。
- (3) 閲覧においては、土地所有者等に対して調査内容の説明が必要となるため、一筆地調査及び現地における測量作業を把握した現場担当者を出席させるものとする。

(申し出に係る修正等)

第 16 条 本工程については、次の事項に留意し実施するものとする。

- (1) 誤り等訂正について、国土調査法第 17 条第 2 項による申し出があった場合は、受託者と委託者は、十分な打合せを行い適正な処理をすること。
- (2) 閲覧および誤り等の訂正が完了した地籍調査の成果は、認証申請を行うため工期内であっても速やかに関係書類を整理して提出すること。

(地籍図複図の作成)

第 17 条 本工程については、次の事項に留意し実施するものとする。

- (1) FII-2 工程にて作成した地籍図原図に、申し出による修正事項等を反映させ地籍図複図を作成するものとする。
- (2) 地籍図複図は地籍図と同一縮尺であり、ひずみなく、かつ鮮明であり、十分な耐久性が保証されているものとする。

(数値情報化)

第 18 条 本工程については、次の事項に留意し実施するものとする。

- (1) 地籍調査成果の電子データは、地籍簿については地籍フォーマット、地籍図については地籍フォーマットまたは地図 XML にて作成するものとする。
- (2) 電子データ作成にあたっては「地籍調査成果の数値情報化実施要領」の制定について（平成 14 年 3 月 14 日国土国第 594 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）及び「数値地籍情報の記録形式等について」の制定について（平成 14 年 3 月 14 日国土国第 595 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）に基づいて作成、点検するものとする。

第10章 成果品

(成果品)

第 19 条 本業務で納入する成果は次のとおりとする。なお、成果品の様式等は最新の「地籍測量及び地積測定における記録および成果の記載例」によるものとする。

(1) E1 工程 (調査図素図等作成)

- ① 調査図素図 (準則第 16 条)
- ② 調査図一覧図 (準則第 17 条)
- ③ 地籍調査票 (準則第 18 条)
- ④ 土地所有者一覧
- ⑤ 土地登記簿一覧
- ⑥ 調査資料 (登記事項要約書・地積測量図等) 綴り
- ⑦ その他、委託者の指示するもの

事業説明のみの場合については①から⑥の成果品は前委託業務にて納入されていることから不要とする。

(2) E2 工程 (現地調査)

- ① 調査図
- ② 一筆地調査完了報告書
- ③ その他、委託者の指示するもの

(3) F I 工程 (地籍細部測量)

- ① 細部図根点選点図
- ② 細部図根測量観測計算諸簿
- ③ 細部図根点網図 (準則第 67 条)
- ④ 細部図根点成果簿 (準則第 67 条)
- ⑤ 精度管理表

(4) FR1 工程 (現況測量)

- ① 現況測量観測計算諸簿
- ② 現況境界点成果簿
- ③ 現況境界測量図

(5) FR2 工程 (復元測量)

- ① 筆界検討図
- ② 座標変換計算書
- ③ 復元測量精度管理表
- ④ 復元測量成果簿
- ⑤ 筆界復元図 (案)

- (6) FⅡ-1 工程（一筆地測量）
 - ① 一筆地測量観測計算諸簿
 - ② 筆界点成果簿（準則第 72 条）
 - ③ 精度管理表
- (7) FⅡ-2 工程（地籍図原図の作成）
 - ① 地籍図一覧図（準則第 74 条）
 - ② 筆界点番号図（準則第 74 条）
 - ③ 地籍図仮原図
- (8) G 工程（地積測定）
 - ① 地積測定計算書
 - ② 地積測定成果簿（準則第 87 条）
 - ③ 精度管理表
- (9) H 工程（地籍図・地籍簿の作成）
 - 地籍簿案作成等
 - ① 地籍図原図
 - ② 地籍簿（準則第 88 条）
 - 閲覧・申し出に係る修正等
 - ③ 閲覧結果報告書
 - ④ 地籍調査結果閲覧確認書
 - ⑤ 閲覧通知発送リスト
 - ⑥ 閲覧受付簿
 - 地籍図複図の作成
 - ⑦ 地籍図複図
 - 数値情報化
 - ⑧ 地籍フォーマット 2000
- (10) その他（上記以外の提出書類）
 - ① 地籍調査工程検査成績表
 - ② 工程管理及び検査記録表
 - ③ 地籍測量総括表
 - ④ 測量成果検定証明書
 - ⑤ 認証申請関係書類
 - ⑥ その他、委託者が指示するもの

(成果の電磁的記録)

第 20 条 本業務で納入する成果品の電子化の仕様については、以下のとおりとする。

- (1) 電子化の対象となる成果品は、第 21 条に記載する書類及び図面等とし、その他委託者と協議により決定する。
- (2) ファイル形式は PDF を標準とし、図面データについてはオリジナルファイルも格納するものとする。
- (3) スキャニングをする場合、解像度は文書類が 200dpi、図面類は 300dpi を標準とする。
- (4) 成果品とする電子媒体はウイルスチェックを行い、電子媒体に次の項目をラベルとして記載するものとする。
 - ① 業務名称及び記録内容
 - ② 作成年月日
 - ③ 発注者名
 - ④ 何枚目／総枚数
 - ⑤ ウイルスチェックに関する情報
(ウイルス対策ソフト名／ウイルス定義年月日／チェック年月日)

第 11 章 打合せ協議

(打合せ)

第 21 条 本業務に関わる打合せは、着手時と成果納入時のほか、中間 1 回以上を原則とするが、業務の遂行において必要に応じて適宜実施するものとする。

(疑義)

第 22 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書に明示なき事項、その他疑義のある場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定し、受託者は、その指示に従うものとする。

筆界点復元測量等実施手順書

1. 復元測量の目的

復元測量は、客観的資料に基づいてT S法等により筆界点を復元し、適正な現地調査等を行うことを目的とする。

2. 適用範囲

復元測量は、地籍調査の実施において、土地所有者等の協力を得て一筆地調査における現地調査等時までには又は、現地調査等時に筆界標示杭の設置が困難な作業区域において適用する。

3. 地籍図根点等の設置

- ①作業区域に地籍図根点等が、地籍調査作業規程準則及び地籍調査作業規程準則運用基準(以下、「準則等」という。)に定められた配点密度で設置されていない場合又は、不足する場合には、地籍図根点等を設置するものとする。
- ②地籍図根点等の設置においては、準則等により実施するものとする。

4. 細部図根点の設置

- ①細部図根点の設置は、準則等に基づいて実施するものとする。
- ②細部図根測量は、復元測量、一筆地調査及び一筆地測量と併行して行うことができるものとする。

5. FR1工程(現況測量)

- ①FR1工程(現況測量)(以下、「現況測量」という。)は、地積測量図等の客観的資料が存在するものの、公共座標以外の任意座標等で作成される等、地積測量図等に記載された座標値による筆界点の復元が困難な場合に実施する。
- ②現況測量の方法は、一筆地調査の現地調査等に先駆けて、現地に設置されている筆界標示杭や引照点及び境界を表すブロック塀、道路縁石等の筆界確認の根拠となる地物等の位置を、GNSS法による単点観測法又はT S法による放射法で求める。なお、T S法による放射法は、細部図根点等を与点として求める。
- ③現況測量は、地籍調査作業規程準則の「第四章 第五款 一筆地測量」の規定に準じて実施する。
- ④観測及び計算結果は、現況点成果簿に取りまとめるものとする。なお、現況点成果簿の作成は、地籍調査の筆界点成果簿として作成する。

6. FR2工程(復元測量)

- ①FR2工程(復元測量)(以下、「復元測量」という。)は、地積測量図等に記載された筆界点や引照点等が適当なものか検討した上で用いるものとする。
また、地積測量図等に記載された筆界点の座標値が世界測地系2011による座標の場合には、その座標値を用いて復元測量を行う。ただし、現況測量を実施した場合には、筆界点や引照点の座標を現況測量で求めた座標値と比較検討して実施する。
- ②地積測量図等の客観的資料に記載された筆界点の座標値が、日本測地系又は世界測地系2000の座標値の場合には、国土地理院から示されたパラメータ等を用いて、世界測地系2011に座標変換を行って復元測量を行う。
- ③地積測量図等の客観的資料に記載された座標値が任意座標の場合(図上読定で求めた任意座標を含む)は、標識等が現地に存在する既存の筆界点、分筆測量で設置した引照点等の現況測量で求めた座標値を用いて、座標変換(ヘルマート変換等)や交点計算等により、世界測地系2011に座標変換を行って復元測量を行う。

7. TS法（放射法）による復元測量

TS法（放射法）による復元測量は、次のとおり実施する。

- (1) 放射法による復元測量は、細部図根点等を与点として行うものとする。
- (2) 放射法による復元測量は、地籍図根測量又は細部図根測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。
 - ①放射法による復元測量においてあらかじめ行う与点の点検測量は、TS法による場合は同一の多角路線に属する他の細部図根点等までの距離の測定又は基準方向と同一の多角路線に属する他の細部図根点等との夾角の観測を行う。
 - ②与点の点検に当たっては、地籍調査作業規程準則運用基準別表（以下、「別表」という。）第24に定める観測及び測定の方法によるものとし、点検の較差の標準は別表第25に定めるところによるものとする。
- (3) 放射法による復元測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する細部図根点等を基準方向とし、与点から筆界点までの距離は、与点から基準方向とした細部図根点等までの距離より短くするものとする。なお、放射法による復元測量における与点から筆界点までの距離は、100メートル以下を標準とする。
- (4) 放射法による復元測量に用いる水平角及び距離は、与点とする細部図根点等の座標値と筆界点の座標値により座標差計算を行って、与点から基準方向と筆界点間の夾角及び、与点から筆界点までの距離を求める。この計算書は、「復元測量計算書」として整理する。なお、水平角及び水平距離を求める為の座標差計算の単位は次のとおりとする。
 - 水平角度の単位：1秒
 - 水平距離の単位：mm
 - 座標値：mm

- (5) 放射法による復元測量の角の観測は、次のとおりとする。

精度区分		甲一、甲二及び甲三
測量器機の種類		1級又は2級トータルステーション
水平角	読定単位	10秒以下
	対回数	0.5
鉛直角	読定単位	20秒以下
	対回数	0.5

- (6) 放射法による復元測量の距離の測定は、次のとおりとする。

精度区分		甲一、甲二及び甲三	
測距器機の種類		トータルステーション	鋼巻尺
距離	器差補正	要	
	気象補正	要	—
	温度補正	—	否
	傾斜補正	要	
	張力計の使用	—	要
	往復測定	—	否
	読取り単位	mm	
	片道の読取回数	0.5セット	2回
	読取値の較差	—	5mm以内
測定距離の制限	100m以内	50m以内	

(7) 筆界復元点の点検は、次のとおりとする。

TS法による放射法で筆界復元点の2%以上の点検を行い、その観測手簿を点検観測値として、復元測量計算書に添付する。点検を行った座標値の較差は、次表で示す制限内を標準とする。

精度区分	制限項目	計 算 の 単 位			計算値の制限
		角 値	辺長値	座 標 値	放射法の出合差
甲	一	秒位	mm位	mm位	30 mm
甲	二	秒位	mm位	mm位	50 mm
甲	三	秒位	mm位	mm位	90 mm

(8) 筆界点座標の決定

後続工程の一筆地調査における現地調査等において、復元測量で設置した筆界点の位置に変更が生じない場合には、復元測量に使用した「復元測量計算書」を一筆地測量の観測手簿・記簿、座標計算簿として流用する。この場合は、該当範囲の一筆地測量を省略することができる。

(9) 筆界点の位置の点検

復元測量実施地区において、一筆地測量を省略した場合においても、筆界点の位置の点検を地籍調査作業規程準則第七十二条に規定する「筆界点の位置の点検」に基づき実施する。

(10) 復元測量図の作成

復元測量の結果は、効率的手法導入推進基本調査作業規程準則第五十二条に規定する「復元測量図の作成」を参考に作成する。

8. 一筆地測量

FR工程を実施した場合、一筆地調査における現地調査等において、復元測量で設置した筆界点の位置に変更が生じた場合には、地籍調査作業規程準則の「第四章 第五款 一筆地測量」の規定により一筆地測量を実施する。

9. FR工程の工程管理及び検査

FR工程の工程管理及び検査は、次の手順で実施する。

(1) 現況測量

現況測量の工程管理及び検査は、2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則の「(6) F II - 1 工程の①作業の準備～③計算及び筆界点の点検」に準じて行うものとする。ただし、辺長点検は必要としない。

(2) 復元測量

①作業の準備

受託監督者は、所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施できるよう、受託監督者が中心となって工程計画を検討し、それをわかりやすい工程管理表に取りまとめるとともに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保及び関係機関との事前調整等に努めるものとする。

②観測及び測定

受託監督者は、復元測量計算書、観測手簿・記簿及び座標計算簿の各1%以上を抽出して、その観測及び測定に使用した測量器機が本手順書及び別表第4並びに業務実施計画書等に照らして適正であるかどうか、観測簿の記載内容に誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は測定値の訂正、照合のしるし漏れ等がないか、観測及び測定結果が別表に規定する制限内であるかどうかを点

検するものとする。

③標識を設置した筆界点の点検

受託監督者は、復元測量で標識を設置した筆界点の2%以上を抽出し、当該点に関する全ての辺について、座標差計算による距離とTS等による実測距離との較差が、国土調査法施行令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを点検するものとする。

④標識を設置した筆界点の受託法人検査

受託検査者は、復元測量で標識を設置した筆界点の2%以上を抽出し、当該点に関する全ての辺について、座標差計算による距離とTS等による実測距離との較差を求めて、国土調査法施行令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。

⑤標識を設置した筆界点の委託者検査

委託検査者は、復元測量で標識を設置した筆界点の1%以上を抽出し、当該点に関する全ての辺について、座標差計算による距離とTS等による実測距離との較差を求めて、国土調査法施行令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査するものとする。

⑥辺長検査以外の検査

上記に記載した以外の工程管理及び検査は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則の「(6) F II - 1 工程の①作業の準備～⑤委託者検査」に準じて行うものとする。

地籍調査復元測量等特記仕様書

第1条 目的

本業務は、松戸市（以下「甲」という。）が国土調査法第10条2項の規定に基づき、国土調査法省令で定める要件に該当する法人（以下「乙」という。）に対し国土調査法に基づき実施する地籍調査事業の復元測量の作業仕様書を定めるものとする。

第2条 仕様書等

本仕様書は、筆界点復元測量等実施手順書に記載のない事項を定める。尚、重複する項目は本特記仕様書を優先する。

第3条 復元測量の目的

復元測量は、通常の境界の確認等により調査する一筆地調査による方法では、筆界を特定することが困難な地区においては、事前に現況の測量を行い、既存資料等との整合等を図ると共に事前の協議により、境界点を特定又は復元することを目的とする。

第4条 現況測量作業手順

1. 資料収集

- ① 登記情報（隣接含む）・白図 1：10,000・地形図 1：2500・航空写真・公図・地積測量図・境界査定図・公共用地の用地実測図・その他境界に関する資料

2. 作業計画

- ① 現況測量のための調査図素図として公図又は地形図上に地積測量図・境界査定図・用地実測図などの資料がある土地を種類別に着色する。又道路幅員や測量図上に記された境界標がある点は符号を印す。調査図素図を基に、作業計画等を作成する。（説明会時には趣旨の説明、立ち入る時期・日程等を知らせておく）

3. 現地踏査

- ① 調査図素図を基に、現地で境界探索や現況観測点をマーキングすると共に調査図素図に確認した結果としての検符とメモを記入する。
- ② 調査結果をまとめる。
- ③ 現況測量の人員の手配など観測計画を策定する。

4. 現況境界測量

- ① 観測計画に従って現況測量を行う
- ② 現況測量は、境界標のほか境界に準ずるポイントとしてブロック塀や工作物などをTS放射法半対回により観測する。
- ③ 農地等、境界標や構造物などがいない場合は、現況境界のほか境界線を特定するために必要な現況を測量する
- ④ 観測した測点のうち境界標については、数量の2%以上について観測基準点をかえて検測し、誤差が許容範囲内（10mm以内）であることを確認する。

5. 計算・図化編集

- ① 観測した測点は座標計算を行い、所定の点番号、記号等により図化編集する。
- ② 現況境界線が明確な箇所は結線をし、観測した距離を記載する。また、現況境界線が不明確な箇所は、収集した既存資料に基づき推定線を記載する。
- ③ 現況境界線が明確な土地については、実測面積を記載する。
- ④ ①から③の内容を整理し、現況境界測量図を作成する。
- ⑤ 観測した測点のうち境界標については、現況境界点成果簿にとりまとめる。

6. 点検とりまとめ

- ① 位置座標の検測をした現況境界点について検測結果を一覧表にまとめ、精度の可否を点検する
- ② 図化編集した現況境界測量図の表現の誤り・漏れ落ちなどを最終的に点検する。
- ③ 受託検査者の検査を受ける。成果品の良否をチェックする。

第5条 復元測量作業手順

1. 観測値と既存資料データとの整理

- ① 前条で作成した現況境界図をもとに、既存資料に基づく辺長及び面積を記載して対比図として編集・更新する。
- ② ①の更新際して、実測距離および実測面積の記載がある箇所については、比較が容易にできるよう併記する。

3. 辺長・面積の対比一覧表作成
 - ① 前項にて作成した対比図を基に、地番順に面積対比一覧表、ならびに辺長対比一覧表を作成する。
 - ② 作成する対比一覧表には、実測値と既存資料に基づく辺長及び面積との誤差を記載する。

4. 不突合の一覧表作成
 - ① 作成した対比図及び対比一覧表を参考に、辺長及び面積の誤差について許容範囲を「甲」「乙」で定義する。
 - ② ①にて定めた許容範囲に基づき、誤差が超過している箇所を抽出して不突合一覧表を作成する。
 - ③ 不突合箇所について観測や計算に誤りが無いことを十分に確認する。

5. 座標変換計算
既存資料の中に座標値があるものについては、座標変換計算を行い実測した座標値との整合性を確認する。

6. 不突合処理について
筆界検討図を基に「甲」「乙」で協議の場を設け、処理方法を検討する。
 - ① 既存資料の成果を引用
既存資料に信ぴょう性があり、現地の状況や境界標の設置状況などを勘案し、境界標を移動して既存資料に整合させることが適切と判断した場合に採用する。
 - ② 観測値を採用
作成年度等から既存資料の信ぴょう性に疑義がある場合には、現地にある境界標を実測した結果を採用する。

7. 筆界検討図の作成
前項までの内容を整理し、現地復元作業にあたっての筆界検討図としてとりまとめる。

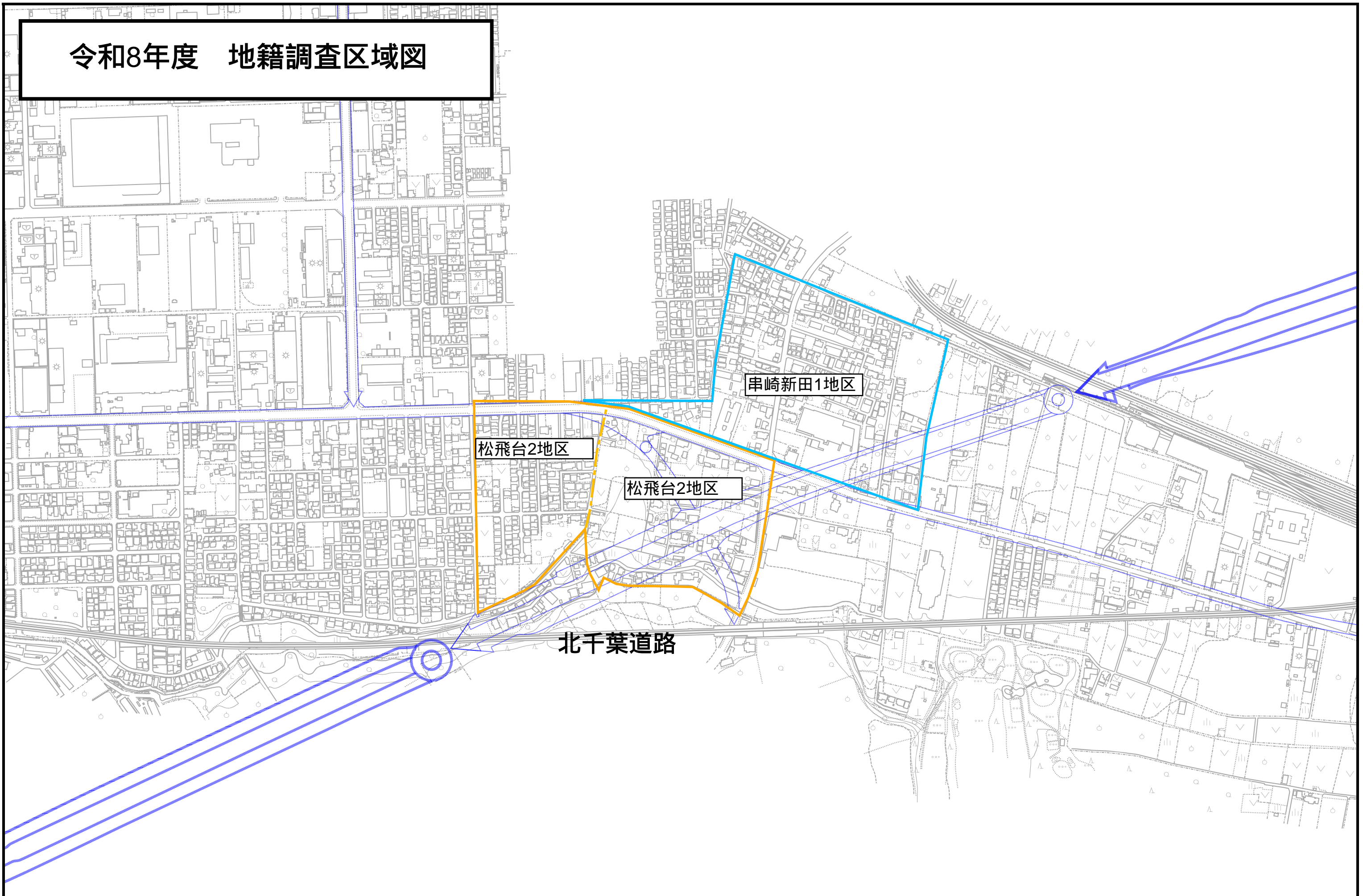
8. 現地復元測量

- ① 筆界検討図をもとに、境界標が存在しない点、ならびに許容範囲を超過しているなど境界標の移動が想定される点について、現地にマーキングなどで表記する。
- ② ①にて標記した復元点は、隣接する境界標から辺長を実測して精度管理表を作成する。

9. 筆界復元図（案）の作成

- ① 以上の結果をもって、筆界復元図（案）を作成する。
- ② 図化編集した筆界復元図（案）の地番・所有者・辺長・面積の数値・表現の誤り・漏れ落ちなどを最終的に点検する
- ③ 筆界復元図（案）は、後工程の E2（一筆地調査）工程で所有者立会いの際に使用する。
- ④ 受託検査者の検査を受け成果品の良否をチェックする。

令和8年度 地籍調査区域図



出力日： 2023年05月25日

